



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
 HP URL <https://tax-aozora.com>

二十四節気では、立夏を迎える5月が夏の始まりです。暑い日が増える時期を迎えますので、ご自愛ください。
 掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

社員向け食事提供の非課税枠が拡大へ

従業員等への食事の現物支給には、所得税の非課税限度額が設けられています。
 この限度額が大幅に引き上げられる改正は、福利厚生制度の見直しや税務処理に直接影響する内容です。
 ここでは、改正のポイントと事業者が整理しておきたい対応を解説します。

◆食事提供の非課税◆

事業者が役員・従業員（以下、従業員等）に食事を提供する場合、その提供による経済的利益は、原則として、給与課税の対象となります。この経済的利益となる食事の価額は、

- 事業者が自ら調理した場合：材料費などの直接費相当額
- 飲食店等で購入した場合：購入価額相当額

が目安とされます。

ただし、次の2つの要件を満たすと給与課税の対象から外れ、課税されません。

- ① 従業員等が、食事の価額の50%以上を負担していること
- ② 事業者負担額が、非課税限度額以内であること

なお、宿日直や残業に伴い支給される食事など、勤務に付随して提供される食事は、課税しない取扱いが認められています。

◆「月額7,500円」に◆

令和8年度税制改正により、上記②の非課税限度額が

月額 3,500円 → 月額 **7,500円**

に引き上げる見直しが図られています。

なお、この金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します。

◆夜食手当の非課税枠も拡大◆

深夜勤務に伴い、夜食の現物支給に代えて金銭を支給する場合、一定額までは課税されません。この一定額が

1回300円 → 1回 **650円**

に引き上げられ、深夜業務がある事業者は、食事提供制度と併せて確認しておく必要があります。

◆対応ポイント◆

今回の改正を踏まえ、次のような点を確認・検討しておく目安です。

- ① 社員食堂・弁当補助など、食事提供制度がある場合は、内容を確認
- ② 深夜勤務時に「夜食手当」を支給している場合は、金額を確認
- ③ 新しい非課税限度額に合わせた負担額や支給額の見直しの検討
- ④ 各種規程の確認、見直しの検討

改正の適用開始は、令和8年4月1日以後に支給する食事等からです。必要に応じて見直しを検討しましょう。

参考：所基通 36-24、36-38、36-38 の2、国税庁「食事の現物支給に係る所得税の非課税限度額の引上げについて」他



お 仕 事 備 忘 録

1. **住民税の改定対応**…6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。早めに税額通知書を確認し、給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。
2. **自動車税の納付**…4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車税と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。
3. **夏季賞与と決定までの準備**…夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配布などを行いましょう。
4. **障害者雇用納付金の申告**…2025年4月から2026年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。
5. **健康診断の実施**…春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は、「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

子ども・子育て支援金 4 月分から負担開始

2026 年 4 月から、子ども・子育て支援金（以下、支援金）の負担が始まります。対象は、すべての世代と企業です。健康保険等の被用者保険（以下、健康保険）では、事業主と被保険者の双方が負担します。健康保険料とあわせて 2026 年 4 月分から、支援金を給与より控除します。

◆支援金は労使折半で負担◆

支援金額は、健康保険の標準報酬月額に応じて被保険者ごとに決まります。

計算方法は次のとおりです。

支援金額（月額）

＝健康保険の標準報酬月額×支援金率※

※ 国が示した 2026 年度の支援金率は 0.23%
毎年度、見直される予定です

この支援金額を、労使折半で負担します。

◆給与明細書にはどう書くの？◆

法令上は、給与明細書で、支援金額を健康保険料と分けて記載する必要はありません。

一方で子ども家庭庁は、給与明細書に内訳を記載し、支援金額が分かるようにすることを呼び掛けています。

記載することで、「社会全体で子どもや子育て世帯を応援する」という支援金の趣旨を周知する目的です。



◆実務で迷いやすいポイント Q&A◆

Q	賞与にも支援金はかかる？
A	賞与も対象です。 支援金額は「健康保険の標準賞与額×支援金率」で求めます。
Q	産休・育休期間中は免除される？
A	健康保険料と同様に、産休・育休期間中の従業員は、支援金の負担が免除されます
Q	海外赴任中は免除される？
A	介護保険料には免除制度がありますが、支援金にはこの制度がありません。海外赴任中でも、日本の健康保険制度に加入している限り、負担が求められます。

これらはいずれも、健康保険料と同様の取扱いです。

翌月徴収（4 月分の健康保険料を 5 月支給の給与から控除）の場合は、支援金の控除も 5 月支給の給与から始まります。給与計算ソフトの設定や給与明細書への表示方法を確認しておきましょう。

また、「これは何の控除？」とならないよう、事前に従業員に周知しておくこともおすすめです。



参考：子ども家庭庁「子ども・子育て支援金制度について」<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

お仕事カレンダー

月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。

5月11日(月)	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(4月分)
5月15日(金)	●障害者雇用納付金の申告期限
5月31日(日)	●3月決算法人の申告・納税、9月決算法人の予定納税申告・納付期限(6月1日期限) (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下)
	●6月・9月・12月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限(6月1日期限) (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)
	●自動車税の納期限※都道府県の条例で定める日まで(6月1日期限)
	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(4月分)(6月1日期限)

(出典: MyKomon)